

給与計算事務・社会保険事務に関する 改正のあらまし

2009年4月

日本実業出版社

◎健康保険の運営主体の変更と保険料率の改定

平成20年10月より、政府管掌健康保険は全国健康保険協会に運営主体が移行しています（略称「協会けんぽ」）。これに伴い、全国一律となっている健康保険料率は、各都道府県の医療費を反映させた都道府県別の保険料率が設定されることとなります（実施は平成21年10月からの見込み）。

◎介護保険料率の引き上げ

40歳以上65歳未満の従業員からは、健康保険料と一緒に介護保険料を会社が徴収することになっていますが、その保険料率は、平成21年3月分より、「1,000分の11.9」（改定前1,000分の11.3）に引き上げられています。なお、これは協会けんぽの場合で、健康保険組合に加入している事業所の場合は、加入組合ごとに料率が異なるので、別途、確認してください。

◎出産育児一時金等の引き上げ

健康保険の被保険者が出産したときには「出産育児一時金」、被扶養者が出産したときには「家族出産育児一時金」が支給されますが、産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産した場合には、平成21年1月より支給額がいずれも「38万円」（改定前35万円）に引き上げられています。そして、平成21年10月から平成23年3月末までは、さらに「42万円」まで引き上げられる予定です。

◎雇用保険料率の改定

平成21年度に限り、雇用保険料率が次のように引き下げられました。

- 一般の事業……1,000分の11（改定前1,000分の15）
- 農林水産・清酒製造の事業
……1,000分の13（改定前1,000分の17）
- 建設の事業……1,000分の14（改定前1,000分の18）

平成21年度の被保険者負担分は上記料率のうち、一般の事業で1,000分の4、それ以外の事業は1,000分の5です。平成22年度以降は改定前の料率に戻りますので、注意が必要です。

なお、上記保険料率のほかにも、雇用保険法の一部が改正され、非正規労働者が失業給付を受けられる受給資格期間の短縮などの改正が行なわれています。

◎労災保険率の改定

労災保険（労働者災害補償保険）の保険料率（労災保険率）は、業種によって労働災害の発生頻度が異なることから、54の事業区分に応じて設定されています。このうち38事業については保険率が引き下げられ、5事業については保険率が引き上げられました。平成21年4月から適用されています。

◎労働保険の年度更新時期の変更

労働保険の年度更新の申告・納付時期は「4月1日～5月20日」でしたが、平成21年度より「6月1日～7月10日」に変更になります。

(No.3577^⑬～^⑭、3676^⑭～^⑯、3677^⑭～^⑰、
4147^②～^④、4214^①～^④)